

# 宿泊約款

## (適用範囲)

[第1条1項] 当ホテルが宿泊客との間で締結する宿泊契約及びこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めのない事項については、法令又は一般に確立された慣習によるものとします。

(2項) 当ホテルが法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

## (宿泊契約の申込み)

[第2条1項] 当ホテルに宿泊契約の申込みをしようとする者は、次の事項を当ホテルに申し出ていただきます。

- (1) 宿泊者名
- (2) 宿泊日及び到着予定時刻
- (3) 宿泊料金(原則として別表第1の基本宿泊料による)
- (4) その他当ホテルが必要と認める事項

(2項) 宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を越えて宿泊の継続を申し入れた場合、当ホテルは、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申込みがあったものとして処理します。

## (宿泊契約の成立等)

[第3条1項] 宿泊契約は、当ホテルが前条の申込みを承諾したときに成立するものとします。ただし、当ホテルが承諾しなかったことを証明したときは、この限りではありません。

(2項) 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間(3日を越えるときは3日間)の基本宿泊料を限度として当ホテルが定める申込金を、当ホテルが指定する日までに、お支払いいただきます。

(3項) 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条及び第18条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金について賠償金の順序で充当し、残額があれば、第12条の規定による料金の支払いの際に返還します。

(4項) 第2項の申込金を同項の規定により当ホテルが指定した日までに支払いただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとします。ただし、申込金の支払期日を指定するに当たり、当ホテルがその旨を宿泊客に告知した場合に限ります。

## (申込金の支払いを要しないこととする特約)

[第4条1項] 前条第2項の規定にかかわらず、当ホテルは、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。

(2項) 宿泊契約の申込みを承諾するに当たり、当ホテルが前条第2項の申込金の支払いを求めなかった場合及び当該申込金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱います。

別表第2 違約金(第6条第2項関係)...旅館用システム(食事付)

予約人 \ 取消日	不泊	当日	前日	2日前	3日前	5日前	6日前	7日前	9日前	14日前	15日前	30日前
14名まで	100%	100%	50%	30%	30%							
15名～30名まで	100%	100%	50%	30%	30%	30%						
31名～100名まで	100%	100%	80%	50%	30%	30%	20%	20%	10%	10%		
101名以上	100%	100%	80%	50%	50%	30%	30%	30%	15%	15%	10%	10%

- (注)
1. %は、基本宿泊料に対する違約金の比率です。
  2. 契約日数が短縮した場合は、その短縮日数にかかわらず、1日分(初日)の違約金を収受します。
  3. 団体客(15名以上)の一部について、契約の解除があった場合、宿泊の10日前(その日より後に申込みをお引き受けした場合にはそのお引き受けした日)における宿泊人数の10%(端数が出た場合には切り上げる。)にあたる人数については、違約金はいただきません。

別表第2 違約金(第6条第2項関係)...ホテル用システム(室料)

予約人 \ 取消日	不泊	当日	前日	9日前	20日前
一般	14名まで	100%	80%	20%	
団体	15名～99名まで	100%	80%	20%	10%
	100名以上	100%	100%	80%	20%

別表第1 宿泊料金等の算定方式(第2条第1項、第3条第2項及び第12条第1項関係)

		内訳	税金(a・b)の積算
宿泊客が支払うべき総額	宿泊料金	(1)基本宿泊料 <室料(又は室料+食事料)> (2)サービス料<(1)の10%> (3)税金 a.消費税	a.消費税 (1)+(2)の5%
	追加料金	(4)飲食料(又は追加飲料)及びその他の利用料金 (5)サービス料<(4)の15%> (6)税金 b.消費税	a.消費税 (4)+(5)の5%

備考1. 子供料金は、小学生以下に適用し、大人に準じる

食事と寝具等を提供したときは大人料金70%、子供用食事と寝具を提供したときは50%、寝具のみを提供したときは30%をいただきます。

### (宿泊契約締結の拒否)

(第5条1項) 当ホテルは、次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。

- (1) 宿泊の申込みが、この約款によらないとき。
- (2) 満室(員)により客室の余裕がないとき。
- (3) 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあるときと認められるとき。
- (4) 宿泊しようとする者が、暴力団関係者であるとき。
- (5) 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。
- (6) 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- (7) 天災、施設の故障、その他やむを得ない事由により宿泊させることができないとき。
- (8) 岐阜県旅館業法施行条例第3条の規定する場合に該当するとき。

### (宿泊客の契約解除権)

(第6条1項) 宿泊客は、当ホテルに申し出て、宿泊契約を解除することができます。

(2項) 当ホテルは、宿泊客がその責めに帰すべく理由により宿泊契約の全部又は一部を解除した場合(第3条第2項の規定により当ホテルが申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であってその支払いにより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。)は、別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けます。ただし、当ホテルが第4条第1項の特約に応じた場合にあっては、その特約に応じるに当たって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について、当ホテルが宿泊客に告知したときに限ります。

(3項) 当ホテルは、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後8時(あらかじめ到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻)になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客により解除されたものとみなし処理することがあります。

### (当ホテルの契約解除権)

(第7条1項) 当ホテルは、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。

- (1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。
- (2) 宿泊客が暴力団関係者と判明したとき。
- (3) 宿泊客が伝染病者であると明らかに認められるとき。
- (4) 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- (5) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
- (6) 寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当ホテルが定める利用規則の禁止事項(火災予防上必要なものに限る。)に従わないとき。
- (7) 岐阜県旅行業法施行条例第3条の規定する場合に該当するとき。

(2項) 当ホテルが前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

### (宿泊の登録)

[第 8 条 1 項] 宿泊客は、宿泊日当日、当ホテルのフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。

- (1) 宿泊客の氏名、年齢、性別、住所及び職業。
- (2) 外国人にあたっては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日。
- (3) 出発日及び出発予定時刻。
- (4) その他当ホテルが必要と認める事項。

[2 項] 宿泊客が第 12 条の料金の支払いを、旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等の通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

### (客室の使用時間)

[第 9 条 1 項] 宿泊客が当ホテルの客室を使用できる時間は、午後 3 時から翌朝 10 時までとします。ただし連続して宿泊する場合には、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。

[2 項] 当ホテルは、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。

- (1) 超過 3 時間までは、室料金の 3 分の 1  
(又は、室料相当額の 30%)
  - (2) 超過 6 時間までは、室料金の 2 分の 1  
(又は室料相当額の 50%)
  - (3) 超過 6 時間以上は室料金の全額  
(又は室料相当額の 100%)
- (前項の室料相当額は、基本宿泊料の 70%とします。)

### (利用規定の遵守)

[第 10 条 1 項] 宿泊客は、当ホテル内においては、当ホテルが定めてホテル内に掲示した利用規則に従っていただきます。

### (料金の支払い)

[第 11 条 1 項] 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳及びその計算方法は、別表第 1 に掲げるところによります。

[2 項] 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又は当ホテルが認めた旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客の出発の際又は当ホテルが請求をしたとき、フロントにおいて行っていただきます。

[3 項] 当ホテルが宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

#### (当ホテルの責任)

[第 12 条 1 項] 当ホテルは、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当ホテルの責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

[2 項] 当ホテルは、消防機関から適マークを受領しておりますが、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

#### (契約した客室の提供ができないときの取扱い)

[第 13 条 1 項] 当ホテルは、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとします。

[2 項] 当ホテルは、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設のあっ旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて当ホテルの責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

#### (寄託物等の取扱い)

[第 14 条 1 項] 宿泊客がフロントにお預けになった物品又は現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが、不可抗力である場合を除き、当ホテルは、その損害を賠償します。ただし、現金の及び貴重品については、当ホテルがその種類及び価額の明告を求めた場合であって、宿泊客がそれを行わなかったときは、当ホテルは 10 万円を限度として当ホテルはその損害を賠償します。

[2 項] 宿泊客が、当ホテル内にお持ち込みになった物品又は現金並びに貴重品であってフロントにお預けにならなかったものについて、当ホテルの故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当ホテルは、その損害を賠償します。

ただし、宿泊客からあらかじめ種類及び価額の明告のなかったものについては、当ホテルに故意又は重大な過失がある場合を除き、10 万円を限度として当ホテルはその損害を賠償します。

#### (宿泊客の手荷物又は携帯品の保管)

[第 15 条 1 項] 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当ホテルに到着した場合は、その到着前に当ホテルが了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡しします。

[2 項] 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物又は携帯品が当ホテルに置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当ホテルは、当該所有者に連絡をするとともにその指示を求めるものとします。

ただし、所有者の指示がない場合又は所有者が判明しないときは、発見日を含め 7 日間保管し、その最寄りの警察署に届けます。

[3 項] 全 2 項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当ホテルの責任は、第 1 項の場合にあっては前項第 1 項の規定に、前項の場合にあっては同項第 2 項の規定に準じるものとします。

**(駐車の責任)**

[第 16 条 1 項] 宿泊客が当ホテルの駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当ホテルは場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当ホテルの故意又は過失によって損害を与えた時は、その賠償の責めに任じます。

**(宿泊客の責任)**

[第 17 条 1 項] 宿泊客の故意又は過失により当ホテルが損害を被ったときは、当該宿泊客は当ホテルに対し、その損害を賠償していただきます。

## 利 用 規 則

ホテルの公共性と安全性を維持するために、当ホテルをご利用のお客様には宿泊約款第 10 条にもとづいて、下記の規則をおまもりいただくことになっております。

この規則をおまもりいただけないときは、宿泊約款第 7 条により宿泊のご継続をお断わりさせていただきます。

- ( 1 ) ホテル内で、暖房用、炊事用、プレス用などの火器やアイロンなどをご使用にならないこと。
- ( 2 ) ベッドの中など、火災の原因となりやすい場所で喫煙をなさらないこと。
- ( 3 ) 高声、放歌や喧騒な行為、その他、他人に嫌悪感を与えたり、迷惑をかけたりなさらないこと。
- ( 4 ) ホテル内に次のようなものをお持込みにならないこと。
  - (イ) 動物。
  - (ロ) 不潔なもの、または悪臭を発するもの。
  - (ハ) 著しく多量な物品。
  - (ニ) 火薬や揮発油など、発火あるいは引火しやすいもの。
  - (ホ) 適法に所持を許可されていない鉄砲、刀剣類。
- ( 5 ) ホテル内で賭博および風紀をみだすような行為をなさらないこと。
- ( 6 ) 外来者を客室内に入れたり、客室内の諸設備、諸物品などを使用させたりなさらないこと。
- ( 7 ) ホテル内の諸設備、諸物品をその目的以外の用途に使用なさらないこと。
- ( 8 ) 客室やロビーを事務所、営業所がわりに使用なさらないこと。
- ( 9 ) ホテル内の諸物品をホテルの外へ持出したり、ホテル内の他の場所に移動したりなさらないこと。
- (10) ホテルの建築物や諸設備に異物を取りついたり、現状を変更するような加工をなさらないこと
- (11) ホテルの外観をそこなうような品物を窓にかけたり、窓から物を捨てたりなさらないこと。
- (12) ホテル内で、他のお客様に広告物を配布するような行為を なさらないこと。
- (13) ホテル内に所持品を放置なさらないこと。
- (14) ホテル外から飲食物の出前をおとりにならないこと。
- (15) ご宿泊日数を変更なさる場合は、前もってフロント係員にご連絡下さること。
- (16) お預かりのお洗濯物やお忘れ物の保管は、特にご指定のない限り、ご出発後 6 ヶ月までとさせていただきます。
- (17) 刺青をされた方は大浴場での御利用をお断りいたします。